

## 行政記録情報の活用に係る主な論点について（案）

1. 国の行政機関が組織的に保有する各種情報（行政記録情報）を積極的に統計作成に活用するための各種課題を整理し、具体的ニーズを踏まえ、制度的手当てを含めた活用方策を策定
  - (1) 行政記録情報の活用に関する基本的考え方
    - ・ 行政記録情報を活用することによる有用性や効果として、具体的に如何なるものが考えられるか（報告者負担の軽減、行政経費の削減、統計精度の向上等）。
  - (2) 統計作成に有用と考えられる行政記録情報
    - ・ 統計作成に有用な行政記録情報として具体的にいかなるものがあるか（これまでの検討での整理、外国で利用されているもの等）。
    - ・ 行政記録情報の活用のニーズ（経済界、統計作成部局等のニーズ）として、具体的に如何なるものがあるか。
  - (3) 行政記録情報の活用に係る課題と対応方策
    - ・ 法令等による制度的な制約（守秘義務、目的外利用の禁止）との関係を如何に整理するか（行政記録情報の活用による効果と守秘義務の必要性との比較考量、守秘義務や目的外利用の制限をクリアできる条件、行政記録を行政機関が共有できる範囲や条件等）。
    - ・ 個人情報保護法やプライバシー意識の高まり（届出等事務に支障発生との危惧等）との関係を如何に整理するか。
    - ・ 新統計法の規定は、統計部局が行政記録情報を入手するのに十分なものと言えるか。
    - ・ 自治体に存在する行政記録情報の扱いの違い（個人情報保護条例上の統計作成目的でのデータ提供規定の有無、プライバシー意識の高まりから提供に消極的等）を如何にするか。

- (4) データの正確性等に関する課題
  - ・ データの定義や収集時期に相違がある場合
  - ・ 行政記録情報の正確性、入手頻度等から見て、データが不完全な場合
- (5) その他の課題
  - ・ プレプリントした調査票の誤配布の防止
- 2. 民間データの活用可能性について
  - ・ 活用が可能な民間データとして如何なるものがあるか (POS データ、IC カード乗車券等)。
  - ・ 民間データ活用に関するニーズとして、具体的に如何なるものがあるか。
  - ・ 民間データの活用に関する制度的制約、費用負担の問題を如何に考えるか。
- 3. 活用推進のための仕組み等
  - (1) 活用推進のための仕組み
    - ・ 行政記録情報の活用のための仕組みとして如何なることが必要か (統計部局と行政部局の連携等)。
  - ※ その他に必要と考えられる措置、検討事項
    - ・ 統計主管部局から他の行政部局に対する統計化推進のための人的、技術的な支援
    - ・ 行政記録間での定義の統一
    - ・ 事業所間の照合を可能とする統一コードの設定
    - ・ 提供手続きの簡素化、負担費用の軽減
    - ・ 提供された行政記録情報のより具体的な管理方法
    - ・ 行政記録情報の活用に関し国民の理解を得る方策
  - (2) 行政記録作成の在り方
    - ・ 統計の充実の観点から見て、行政記録作成は如何にあるべきか。
    - ・ 行政記録作成部局に対し、如何にして統計サイドの意見を伝えるか。